

令和6年1月から国民健康保険税の産前産後免除制度が始まります

令和6年1月1日から、出産される国民健康保険被保険者（以下「出産被保険者」）の国民健康保険税（以下「保険税」）の所得割額と均等割額が、産前産後期間の4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）免除されます。

この免除にあたり、所得制限はありません。

※この制度での出産とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩で、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産も対象となります。

●届出受付開始日：令和6年1月4日（木）～（出産予定日の6か月前から）

●免除対象期間：出産予定日（出産日）の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から翌々月までの期間

	3か月前	前々月	前月	出産(予定)月	翌月	翌々月
単胎妊娠（出産）			○	★	○	○
多胎妊娠（出産）	○	○	○	★	○	○

●対象者および対象保険税

出産日（出産予定日）が令和5年11月1日以降の出産被保険者にかかる保険税の所得割額と均等割額を免除します。※ただし、免除対象月は令和6年1月からとなります。

（例）令和5年11月出産→令和6年1月分の保険税を免除 令和5年12月出産→令和6年1月分・2月分の保険税を免除

●届出するときに必要なもの

- ・産前産後期間に係る国民健康保険税免除届出書（役場税務会計課窓口）
- ・出産の予定日を確認することができる書類（例：母子健康手帳など）
- ・単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類
- ・出産後に届出される場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要な場合があります。
- ・届出される方の本人確認書類等（別世帯の方が届出される場合は委任状）

【お問い合わせ先】藤里町税務会計課 税務会計係 ☎79-2113

消防署からののお知らせ ～落雪によるガス漏れ・油流出事故にご注意を～

本格的な降雪期を迎えるにあたり、屋根からの落雪によるプロパンガスボンベやホームタンクの転倒、配管の損傷による事故の発生が心配されます。次の事項に注意し、降雪期における雪害対策をお願いします。

《降雪期》

- ・配管の損傷防止やホームタンク・ガスボンベの転倒防止を図りましょう。
- ・雪下ろしの際は、隣の家ホームタンクやガス設備にも注意しましょう。
- ・屋根からの落雪があった時は、一度確認しましょう。

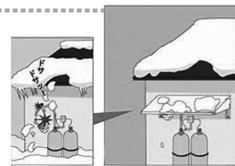
《ホームタンク》

- ・灯油の移し替えなどの際は、その場を離れないようにしましょう。
- ・油量に異常な減少がないか常に確認しましょう。
- ・万が一流出した場合は、速やかに消防署などに連絡しましょう。



《ガスボンベ》

- ・緊急時に容器バルブを閉じられるよう、ガス設備の周りを除雪しましょう。
- ・ひさし等を設置し、直接落雪が容器バルブに当たらないようにしましょう。



年末特別警戒・年始特別警戒

年末年始における買い物客の混雑が予想される店舗及び夜間に多数の人が出入りする地域を特別警戒し、火災の未然防止及び放火の防止を呼びかけ、町民の警火心の高揚を図ることを目的とします。

【年末特別警戒】 令和5年12月28日（木）～12月31日（日） 4日間

・二ツ井消防署藤里分署：午前、午後各1回（2回） ・消防団：担当区域の警戒を適宜実施

【年始特別警戒】 令和6年 1月 1日（月）～ 1月 3日（水） 3日間

・二ツ井消防署藤里分署：午前、午後各1回（2回） ・消防団：担当区域の警戒を適宜実施

※当日の気象状況等により、適宜警戒時間を変更することがあります。

【お問い合わせ先】二ツ井消防署 藤里分署 ☎79-1119